

第2章 施策の大綱

1. 健やかな笑顔あふれるやさしいむらづくり

(1) 保健・健康づくり・医療

住民一人ひとりが健康寿命を延ばし、生涯にわたって元気に暮らせるよう、健全な生活習慣の確立に向けた、ゴールドデンシュー※や料理教室等健康づくり活動の促進、安心して子どもを産み育てることができる母子保健の充実、健診・指導、健康教育の推進により保健サービスの充実を図ります。

また、関係機関と連携し、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症対策や心のケアに努めます。

さらに、医療機関との連携や広域的連携により、地域医療体制の充実や遠隔医療の促進を図ります。

(2) 子育て支援

安心して子どもを育てることができるむらづくりに向け、保育サービスの充実をはじめ、子育て世代包括支援センター※を中心とした相談体制や放課後子ども教室など子どもの居場所の充実、地域における多様な子育て支援の環境づくりを推進します。

また、子どもへの医療費支援、ひとり親家庭への支援、関係機関と連携した児童虐待防止への対応など総合的な子育て施策の展開を図ります。

※ゴールドデンシュー：昭和50年代、循環器系にかかわる病気の予防対策として、運動づくり事業の一環として取り入れた歩け歩け運動。1人で、あるいはグループで、自分の意志のままに体力に応じて歩く。その結果、自分の健康が増進される。自分の健康は自分で守る、という運動のこと

※子育て世代包括支援センター：母子保健法に基づいて市町村が設置し、妊産婦及び乳幼児並びにその保護者や18歳までの子どもとその保護者等を対象に様々な相談等に対応する。



(3) 高齢者施策

高齢化率が4割を超え、高齢化が一層進行する中、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるむらづくりに向け、介護予防、認知症対策、在宅介護等の各種サービスの充実を図るとともに、社会福祉協議会や福祉事業者等と連携した地域での高齢者支援体制の強化を図ります。

また、一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加していることから、遠方で暮らしていても家族が積極的に高齢者とかかわりが持てるよう、支援を図ります。

高齢化が進み家族力、地域力ともに弱体化してきているため、高齢者とその家族などが将来の生活の場について自ら選択できるよう情報を提供するなど支援に努めるとともに、各種介護保険サービスの充実に努めます。

さらに、高齢者活動団体やシルバー人材センターへの支援による生きがいづくりや就業機会の拡大など、高齢者の社会参加を促進する環境づくりを図ります。

(4) 障がい福祉施策

障がいのある人が自立し、安全で安心して生活できるよう、障がいに対する住民の正しい理解と認識を深めるとともに、障がい者の自立と社会参加を促進するため、相談体制の充実と就労機会の拡充を推進し、さらに合理的配慮に基づく地域生活を支援する体制の整備を図ります。

(5) 地域福祉

誰もが安心して暮らせる地域づくりに向け、権利擁護の推進や相談体制の充実を図るとともに、地域における福祉意識の高揚を図るための啓発・広報活動に努めます。また、社会福祉協議会をはじめ、民生・児童委員などの関係機関と連携・協力し、見守り活動や助け合い活動など身近な地域での福祉活動の活性化や担い手となる人材の確保・育成に努めます。

また、年齢や性別等を問わず、すべての人が分かりやすく使いやすい、ユニバーサルデザイン※を意識した公共施設の整備に努めます。

(6) 社会保障

すべての住民が健康で文化的な暮らしを営み、安心して生活を送ることができるよう、国民健康保険や国民年金及び生活困窮者自立支援等の社会保障の充実に努めます。

※ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの個人の違いにかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能であるように設計・設置することやそのプロセス。すべての人のためのデザイン。

単位：世帯

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
一般世帯数	1,620	1,574	1,535	1,520	1,475
高齢者世帯数	974	1,004	981	985	937
高齢独居世帯数	150	165	183	208	234
高齢夫婦世帯数	206	241	268	274	272
その他高齢者同居世帯数	618	598	530	503	431

一人暮らしの高齢者の世帯が増加傾向で推移している。

単位：%

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
高齢者世帯の割合	60.1	63.8	63.9	64.8	63.5
高齢独居世帯の割合	9.3	10.5	11.9	13.7	15.9
高齢夫婦世帯の割合	12.7	15.3	17.5	18.0	18.4
その他高齢者同居世帯の割合	38.1	38.0	34.5	33.1	29.2

資料：国勢調査



2. 花と緑に包まれた美しく安全なむらづくり

(1) 防災・消防

地震や水害、土砂災害などのあらゆる災害に対する地域の強靱性を高めるため、避難所の位置や情報の周知、防災情報の迅速な提供に力を入れ、住民の安全確保を支えます。また、定期的な避難訓練を実施し、住民の防災意識を向上させます。さらに、「住民支え合いマップ」の全地区での作成を支援し、災害時お互いに助け合える体制を構築します。

公共施設の耐震化や防災施設の整備を進め、地域全体の安全性を向上させるだけでなく、高齢者など特別な支援が必要な人々に対する避難行動支援策を強化します。また、治山、治水、砂防事業の推進により、山林保全や自然災害の予防に取り組み、地域をより安全な場所にするための基盤を整えます。

さらに、役場庁舎は自家発電設備を備えるなど防災拠点としての機能を備えており、防災面におけるより一層の活用を検討します。

また、広域的な連携のもと、常備消防・救急体制の充実を図るとともに、地域における安全・安心の確保に向け、消防団の団員確保や消防施設・設備の整備・効率的な配備に努めます。

(2) 防犯・交通安全

情報通信網の発展に伴い、犯罪は凶悪化・高速化し、サイバー犯罪やそれらへの若年層の関与が増加しています。また、家族や地域の連帯感が希薄化しており、地域ぐるみの防犯活動が行われにくくなっています。

地域の安全を確保するためには、住民の防犯意識を高め、地域コミュニティを再活性化する必要があります。家庭、学校、職場、地域社会、そして行政が協力し、地域全体での防犯対策を強化し、犯罪の未然防止に努めます。

また、交通事故のない村を目指すため、警察や交通安全協会などと連携し、啓発活動や交通安全教育を積極的に推進し、住民の交通安全意識を高める取り組みを行うとともに、危険箇所や通学路などの道路環境、交通安全施設の整備の充実を図ります。

(3) 消費者保護

近年、これまでのオレオレ詐欺、架空請求詐欺、還付金詐欺等の特殊詐欺のほか、スマートフォンの急速な普及に伴ってSNS等による被害が増えてきており、住民の消費生活の安定と向上を図るため、関係機関との連携のもと、啓発活動をはじめ、情報提供の充実、相談体制の充実、情報リテラシー※教育の充実を図ります。

(4) 環境保全

自然環境と共生する美しい村を目指し、環境教育や啓発活動を推進し、住民・事業者の環境保全意識の高揚や自主的な活動の促進を図ります。

さらに、ごみの不法投棄防止などによる公害・環境汚染の防止や山林の保全など、総合的な環境保全施策を推進します。

(5) 景観

木曽路の宿場町や定勝寺など中山道の歴史的景観や山林をはじめとした本村の豊かで美しい自然の特性を活かし、住民や各種団体等の多様な主体による自主的な景観形成活動を図り、歴史・自然と共生する個性的で美しい景観の形成を進めます。

(6) 資源の有効活用

循環型社会の形成に向けて、ごみの正しい分別徹底のための啓発活動、リサイクル体制の充実や、利便性の向上に努めるとともに、広域的なごみ処理体制の充実を図るなど、住民・事業者・行政が一体となったごみ等の適正処理の向上に努めます。

また、エネルギーの効率的な利用や再生可能エネルギーの導入による地球温暖化防止対策、省エネルギー施策の推進など、限りある資源の有効活用に取り組みます。

(7) 上・下水道

快適な住民生活に欠かせない安全な飲料水の安定供給に向け、施設の老朽化・耐震化への対応、水質の保全など水道施設の整備充実を計画的に推進します。

また、河川等の水質保全と快適な居住環境づくりに向け、下水道への接続促進や合併処理浄化槽の設置支援など、水洗化率の向上に努めるほか、広域的な連携のもと、し尿処理等の対策を推進します。

※情報リテラシー：主にインターネットサイトなどで発信されている情報を、適切に判断して意図や意味を読み取ること。また、自分の考えを発信できるスキルのこと。



3. 快適で住みやすいむらづくり

(1) 土地利用

土地利用については、公共の福祉を優先させるとともに、地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえて総合的かつ計画的に進めます。

また、無秩序な開発行為の未然防止や土地利用区分に応じた適正な土地利用への誘導、地籍調査の推進と成果の活用を図ります。

(2) 道路・公共交通

交通利便性・安全性のさらなる向上を目指して、木曾川右岸道路をはじめ、国・県道の改良・整備等を関係機関に積極的に働きかけていくとともに、村道の整備及び橋梁の長寿命化等の維持・管理、冬季の除雪等を計画的、効率的に推進します。

また、村内ＪＲ３駅の安全性及び利便性の確保と、くわちゃんバス、乗合タクシーにより高齢者、障がい者等に配慮した住民の身近な移動手段の確保に努めます。

(3) 住宅・宅地

移住・定住の促進と多様な生活様式に応じた魅力ある住生活の実現に向け、ニーズに応じた村営住宅の整備と適切な維持管理を図るとともに、宅地開発による良好な住宅地の形成や既存住宅の耐震対策・バリアフリー化等に対する支援の促進に努めます。

また、空き家・空き地については、その有効利用の検討を図り、危険家屋については所有者調査を行い、着実に処理を進めていきます。

(4) 移住・定住

社会動態において社会減が続いている本村では、村への移住・定住を促進させる取り組みが必要です。木曾川、中央アルプス等をはじめとした豊かな自然や阿寺溪谷、のぞきど森林公園、中山道の宿場町等の魅力的な観光資源など、地域特性や地域資源を活かしたむらづくりを進め、村内外へ村の魅力を発信することによって、移住者・定住者が増えるよう、人の流れを作り出します。

また、移住を考えている方に、より具体的な暮らしの情報を提供するとともに、各種相談に応じられる体制の整備を図り、移住者の雇用対策を進めます。

(5) 情報通信

住民生活の質的向上と村全体の活性化に向け、広域的な連携のもと、ケーブルネットワークの有効活用を図るとともに、だれもが利用できる環境づくり、住民ニーズに即した各分野における情報サービスの提供や各種手続きのデジタル化、それに伴う利用方法の周知を図ります。

また、行政内部の情報化についてはペーパーレス化を推進するとともに、情報セキュリティ対策の一層の強化を図ります。

さらに、災害時における携帯電話や音声告知端末のない世帯や高齢者等に対する情報伝達手段の確保を図ります。

4. 豊かで活力あふれるむらづくり

(1) 農業

農業従事者の減少に伴う耕作放棄地の増加を抑制するため、国の補助金制度を活用できるよう集落・地域に対する支援を継続します。また、農地所有者と関係機関が連携し話し合いのうえで地域計画※を策定し、守るべき農地を明確化するとともに、担い手確保と農作業受託組織の強化を図ります。

持続可能な農業を確立するため、野生鳥獣被害対策の強化に努めながら、農産物の生産性の向上や高品質化の促進、新たな特産品の開発支援、農産物直売所の活用等による地産地消の促進など、多面的な取り組みにより農業の振興を図ります。

(2) 林業

森林の持つ多面的機能※を維持するため、計画的な森林整備を長野県森林づくり県民税や森林環境譲与税等の安定財源を活用して実施し、関係機関と連携のもと林業の振興を図ります。

また、木曽南部森林組合等の関係機関と連携し、林業の担い手確保に努めます。

※地域計画：農業経営基盤強化促進法等の一部改正に基づき、地域の話合い（農地所有者、耕作者、認定農業者、村、農業委員会、木曽農業協同組合、長野県木曽農業農村支援センター）により概ね10年後の将来の農地利用の姿を明確化し「地域計画（目標地図）」として村が策定するもの。



(3) 商工業

定住を促進する活気に満ちたむらづくりに向けて、大桑村商工会への支援と連携のもと、大桑村小規模企業振興基本条例により既存企業の経営の向上及び改善を支援し、既存企業の成長発展及びその事業の持続的発展を図ります。

(4) 観光

村の活力の向上と交流人口の増加、地域づくりのための観光という観点から、阿寺溪谷や須原宿、野尻宿等の中山道の歴史の名所・旧跡をはじめとする観光・交流資源の保護・保存と有効活用に努めるほか、フォレスパ木曽や道の駅大桑など観光施設の魅力の向上、広域的な観光振興体制の強化、住民による地元の魅力再発見にも繋げ、SNS等を活用した情報発信の強化を図ります。

(5) 雇用対策

企業立地・留置の支援等を通じて移住者の雇用の場の確保や人口流出の抑制を図るとともに、関係機関と連携した情報提供や地元事業所との相談を通じ、若者の地元就職の促進、女性・高齢者・障がい者の雇用促進に努めます。

【桑の葉クッキー】

大桑中学校の子どもたちの「大桑村だから、桑で特産品ができないかなあ」という発想から、桑の葉を混ぜたクッキーを地元出身のパティシエと開発しました。総合的な学習の時間を通じて村の歴史を学び、かつて養蚕が盛んだった村の桑の葉を活用し、商品化へ向けて知恵を出し合いました。パッケージは子どもたちが描いたオリジナルの可愛いイラストが描かれています。



5. 一人ひとりが学びつつけられるむらづくり

(1) 学校教育

子どもたちが主体的に社会に働きかけられる人材として成長できるよう、確かな学力を身に付けられる教育を目指します。

そのため、外国語教育、ICT教育、特別支援教育など社会変化やニーズに応じた教育の充実、豊かな人間性の育成に向けた人権教育や道徳教育、福祉教育の充実、体力の向上や食育※による健やかな身体の育成など、探究心や生きる力を育む教育を推進します。

あわせて、本村の自然や人材等の教育資源を活かした特色ある教育を進めます。

それらの充実のために、計画的な学校施設の維持・補修やデジタル社会のニーズに対応できるよう設備の充実を図ります。

また、専門職としての教職員の資質向上を進めます。

(2) 生涯学習

住民一人ひとりが主体性を持ち、心豊かに生きがいのある充実した生活をおくり、活力に満ちた地域社会を形成するために図書館や公民館をはじめとした生涯学習関連施設など、だれもが学べる学習環境の充実を図ります。また、住民ニーズに即した学習機会の提供や住民の自発的な学習活動への支援のほか、学習した成果を地域に還元できる環境づくりを進めます。

大桑村図書館は「デジとしょ信州」に対応しています。



【デジとしょ信州とは】

県内市町村と長野県が協働運営する電子図書館です。パソコンやスマートフォン、タブレットで電子書籍を借りて読むことができます。

大桑村図書館の利用登録と同時に利用登録ができ、1度に2冊まで、1週間借りることができます。

※食育：食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる教育。



(3) 文化、スポーツ・芸術

すべての住民が健康で生きがいに満ちた生活を営むとともに、地域の伝統文化の継承、創造を目指します。そのため、生涯にわたって文化、スポーツ・芸術活動ができるよう、既存の社会教育施設の整備・充実を図り、多様な文化・芸術・伝統にふれる機会の充実に努め、住民主体の文化、スポーツ・芸術活動を促進します。

また、文化、スポーツ・芸術団体への支援、指導者の確保・育成に努めます。

(4) 文化財・歴史

有形・無形文化財の保護と活用を進めるとともに、歴史民俗資料館の展示・企画の充実を図ります。また、食文化や郷土史、史跡の学習を通して、幅広い世代へ歴史と村の魅力の伝承を図ります。

(5) 青少年健全育成

家庭・学校・地域が連携して、あいさつ運動の実施や子どもたちの体験・交流活動、ボランティア活動、文化、スポーツ・芸術活動等の機会の充実を図るなど地域で見守り、子どもたちが心身ともに健全に育成される環境づくりに取り組みます。また、関係各所と連携し、必要に応じた支援ができるよう取り組みます。



6. 連携と協働で築く自立のむらづくり

(1) 協働のむらづくり

住民と行政が協働して地域社会における課題を解決するむらづくりに向けて、各種計画策定における委員の一般公募やパブリックコメントなど政策形成過程への住民の参画を図ります。

また、広報紙・ホームページ・ケーブルテレビ・SNS等による情報発信、村政懇談会の開催など広報・広聴活動の一層の充実、情報公開の推進など住民と行政の情報の共有化を図るとともに、むらづくりに関する人材や組織の育成に努めます。

さらに、住民と行政だけではなく、地域や周辺自治体とも協力関係を構築し、住民の生活に必要なニーズを満たせるよう努めます。

(2) 地域コミュニティ

地域住民自らによる地域課題の解決や魅力ある地域づくり、子どもから高齢者までともに支え合い助け合う地域づくりに向け、住民のコミュニティ意識の啓発をはじめ、活動拠点となる分館や集会所等の施設管理の支援を図り、地域コミュニティ活動の活性化を促進します。

(3) 交流

交流による人材育成や地域活性化に向け、愛知県北名古屋市等、木曽郡外の自治体との交流事業を推進し、関係人口[※]の増加に繋げ、村の活性化を図ります。また、各種団体と連携した植樹・育樹イベントや物産展の実施を図り、村の魅力をアピールします。

また、姉妹都市のアメリカ合衆国シェルビービル市との国際交流を続け、国内外ともに交流の充実を図ります。

(4) 人権・男女共同参画

ジェンダーのあり方や年齢、障がいの有無、出身地、国籍などにかかわらず、すべての人の人権が尊重されるよう、人権教育・啓発を推進するとともに、人権問題に関する相談体制の充実に努めます。

また、男女が社会の対等な構成員として個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の構築をはじめ、村や地域における政策・方針決定過程などへの女性参画機会の拡大に努めます。

※関係人口：移住した定住人口でもなく、観光にきた交流人口でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉。

さらには、DV※やハラスメント※、ヘイト行為※などの根絶に向け、相談・支援体制の強化を図ります。

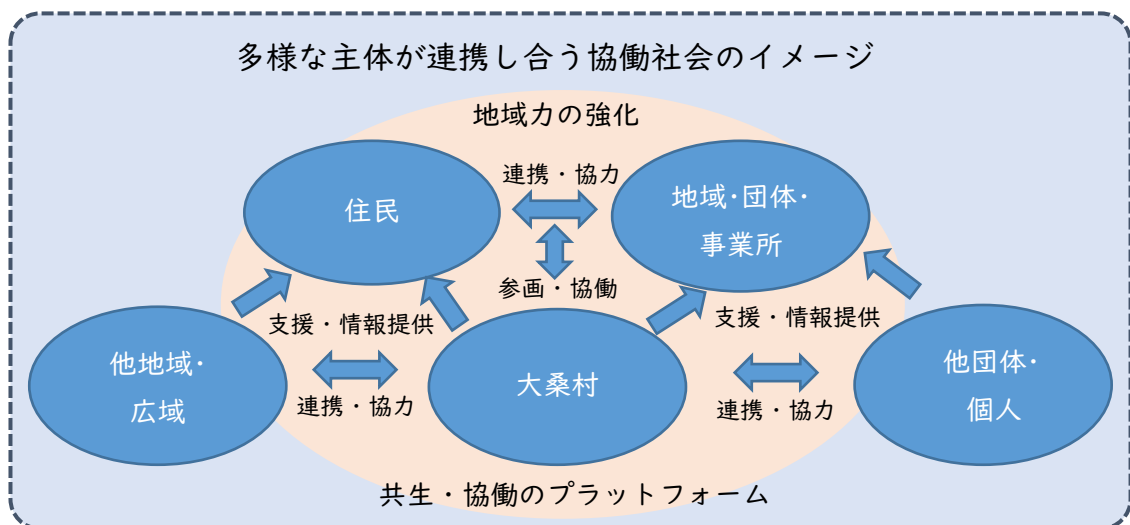
(5) 行財政運営

自家発電設備を備えるなど防災拠点としての機能や公民館、図書館等の機能も備えた複合施設として開庁した役場庁舎のさらなる活用を図ります。

また、事務事業の見直しや組織・機構の再編、人材育成などの行財政改革を図るとともに、コンビニ収納※・スマホ決済※・2次元コードの導入など行政のDX化を推進し、効率的な行政サービスの提供を図ります。

さらに、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の見直し、ふるさと納税の活用、村税を含めた収納率の向上を図ることで自主財源の安定的確保と経費全般についての見直しを行い、経常経費の節減を図り、健全で計画的な財政運営を推進します。

広域行政については、広域的対応が有効な事業については木曽広域連合と連携して推進します。



※DV：ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。

※ハラスメント：いやがらせ、いじめを指す言葉。パワーハラスメント（職場における優越的な関係を背景とした言動により、労働者の労働環境を害すること）やセクシャルハラスメント（職場における性的な言動により、労働者に対して不利益を与えること）等がある。

※ヘイト行為：特定の個人や集団、団体などの人種、宗教、民族的な文化等を差別的な意図を持っておとしめる行為のこと。

※コンビニ収納：商品や公共料金の支払いをコンビニで行うこと。

※スマホ決済：スマートフォンだけで支払いが完結するキャッシュレス決済のこと。